

ISBN978-4-86446-042-2

C3037 ¥300E

定価：(本体 300 円+税)



インクルーシブの つぼみ

Inclusive Education

～ともに育ちあい、
学びあうための **10** の提言～



- 1 ともに学ぶ
- 2 なまづくり
- 3 寄り添う
- 4 社会モデル
- 5 合理的配慮
- 6 学校全体
- 7 認め合う
- 8 地域・保護者
- 9 進路
- 10 教育行政



JTU 日本教職員組合

はじめに

人は、誰もが外見も性格も違っています。その違いの一つとして、障害の有無であったり、性的マイノリティであったり、または民族的マイノリティや外国につながる子どもたちであったりします。

1994 年の「サラマンカ宣言」では、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもを対象としたインクルーシブ教育の必要性が宣言されています。私たちは日々の教育実践の中で、「誰もがそれぞれの違いを持っている」ことを前提として、その子どもたちがともに学ぶ教育のあり方そのものを考えていくことが必要です。

日教組は、「サラマンカ宣言」を契機としてインクルーシブな学校づくりにむけ、「共有の道」を発刊しました。その後、運動のスローガンとして「すべての子どものゆたかな学びを保障するために、インクルーシブな学校づくり」を掲げ、現在に至っています。

しかし、全国学力・学習状況調査の結果公表にともなう過度な競争や序列化が、子どもや教職員を追いつめ、学校現場では、インクルーシブな学校づくりは難しいと感じさせられる「障壁」が大きくなっています。

日本では 2014 年に障害者権利条約を批准し、障害者差別解消法が 2016 年 4 月に施行されました。これらにより、公立学校では合理的配慮が義務となり、障害のある子どもが地域でともに学ぶことは、権利として規定されることとなりました。

日教組は、条約批准、法施行を契機として、改めて、障害のある子どもの教育を通して、本来すべての子どもを対象としているインクルーシブ教育への理解を深め、実践につなげていく一助となるべく本提言を作成しました。教育実践に 100% の正解はありません。特効薬もありません。私たちは、子どもたちに寄り添いながら、日々試行錯誤しながら実践を積みあげていくことが大切です。この提言が、インクルーシブ教育をすすめていく教育実践のヒントとなることを願っています。

日教組 インクルーシブ教育推進委員会

委員長 澤本 司

●はじめに／2
●インクルーシブの基礎知識／4

提言 1
みんなですすめよう！
ともに学ぶ教育を！

提言 3
子どもに寄り添い、
その子とともに課題に
向き合おう！

提言 5
本人・保護者とよく話し合い、
教育内容や環境の
変更・調整を行おう！

提言 7
教職員がお互いの姿を
認め合う関係づくりを！

提言 9
自分らしく生きるための
進路のあり方を、
本人・保護者と一緒に考えよう！

contents

2
提言 2
子どもたちがつながり、
支え合うなかまづくりを
すすめよう！

4
提言 4
障害を「社会モデル」で
とらえよう！

6
提言 6
「誰か」ではなく
学校全体でとりくもう！

8
提言 8
地域・保護者とつながろう！

10
提言 10
教育行政と、障害者権利条約や改正障害者基本法などについて、話し合おう！

●資料／27
資料 1 合理的配慮の実践事例
①学校生活のなかで／「号令」、やめました 28
②学校生活のなかで／先生の大へんしあん！ 30

資料 2 インクルーシブ教育の実践例
全員がつながり合うクラスをめざして 32

インクルーシブの基礎知識

1 国連障害者権利条約 ~私たちのことを、私たち抜きに決めないで（Nothing About Us Without Us）~

国連総会で「障害者権利条約」（正式名称：障害者の権利に関する条約）が採択されたのは 2006 年 12 月で、日本はこの条約を 2014 年 1 月に批准しました。この条約は、障害者の人権とそれを実現するための措置等について規定した初めての国際条約です。権利条約を批准するにあたり国内法も整備され、「インクルーシブ教育」は日本においても推進していく国際的な義務を負ったことになります。

「地域で共に学ぶ」ことは権利であり、合理的配慮をしないことは差別にあたるのです。

スローガンは「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（Nothing About Us Without Us）で、障害者が権利の主体であることを明らかにしました。また、この条約では障害の定義を「医学モデル」ではなく、「社会モデル」に基づいて定義しています。

この条約では「障害に基づく差別」を、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、（略）あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む。」と定義しています。

【障害者権利条約】抜粋

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包含するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包含し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包含という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

2 そもそもインクルーシブ教育って？

「インクルーシブ」の考え方方が国際的に提唱されたのが、ユネスコが出した「サラマンカ宣言」（1994 年）です。

原則は、学校というところは、子どもたちの身体的・知的・社会的・情緒的・言語的もしくは他の状態と関係なく、「すべての子どもたち」を対象とすべきであるということである。これは当然ながら、障害児や英才児、ストリート・チルドレンや労働している子ど

もたち、人里離れた地域の子どもたちや遊牧民の子どもたち、言語的・民族的・文化的マイノリティーの子どもたち、他の恵まれていないもしくは辺境で生活している子どもたちも含まれることになる。」

ここで確認することは、インクルーシブ教育とは、障害のあるなしに特化したものではなく、すべての子どもを受け入れ、誰も排除しない教育ということです。

資料：サラマンカ宣言

われわれは以下を信じ、かつ宣言する。

- ・すべての子どもは誰であれ、教育を受ける基本的権利をもち、また、受容できる学習レベルに到達し、かつ維持する機会が与えられなければならない。
- ・すべての子どもは、ユニークな特性、関心、能力および学習のニーズをもっており、
- ・教育システムはきわめて多様なこうした特性やニーズを考慮にいれて計画・立案され、教育計画が実施されなければならない、

- ・特別な教育的ニーズをもつ子どもたちは、彼らのニーズに合致できる児童中心の教育学の枠内で調整する、通常の学校にアクセスしなければならず、
- ・このインクルーシブ志向をもつ通常の学校こそ、差別的態度と戦い、すべての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段であり、さらにそれらは、大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、ついには費用対効果の高いものとする。

このように、サラマンカ宣言から始まったインクルーシブは、障害者権利条約により一層国際的な潮流となりました。

3 特別支援教育とインクルーシブ教育、合理的配慮の関係性

「インクルーシブ教育＝特別支援教育」、「合理的配慮＝個別支援」という誤解が生じています。インクルーシブ教育はともに学ぶことが原則です。特別支援教育は、その子どもの障害による困難を克服することを目的としていて、本人が障害を訓練して克服する「医学モデル」です。一方、合理的配慮は、障害による「差別の解消を目的」としているものです。合理的配慮は障害のある子どもとない子どもがともに学ぶために必要な変更・調整であり、特別支援教育の個別の支援とは異なるものなのです。

インクルーシブ教育と特別支援教育のちがい

